

日医発第 2146 号(情シ)(保険)  
令和 6 年 3 月 7 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 長島 公之  
(公印省略)

**健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等に  
おける児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について(周知)**

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 12 月 2 日以降は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことが基本となりますが、それに伴い、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等、マイナンバーカードを持参することが必ずしも容易でない場合(以降、「修学旅行等の場合」と記載)における被保険者資格の確認方法についての周知依頼が厚生労働省保険局関係各課より本会宛にまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

**【「修学旅行等の場合」における被保険者資格の確認方法について】**

「修学旅行等の場合」には、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことから、下記の何れかの方法においても、「修学旅行等の場合」に限り、被保険者資格を確認できることとなりました。

- ・マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルをあらかじめダウンロードしたものやその印刷物を提示
- ・資格情報のお知らせ又はその写しを提示

**【問合せ先】**

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
TEL : 03-3595-2174  
Email : suisin@mhlw. go. jp

**【別添資料】**

- ・【事務連絡】健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等における児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について(周知)

事務連絡  
令和6年3月1日

(別記団体) 御中

厚生労働省保険局医療課  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等に  
おける児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について（周知）

日頃より、医療行政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。  
さて、オンライン資格確認につきましては、昨年4月から、原則として全ての  
保険医療機関・薬局への導入が義務付けられており、さらに、現行の健康保険証  
の発行については、本年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組み  
に移行することとされています。本年12月2日以後は、マイナンバーカードに  
よりオンライン資格確認を行うことが基本となりますが、今般、修学旅行等の学  
校行事や部活動の合宿・遠征等、マイナンバーカードを持参することが必ずしも  
容易でない場合における被保険者資格の確認方法について、別添のとおり通知  
しますので、御了知いただくとともに、貴会会員の皆様へのご周知のほどお願い  
申し上げます。

なお、別添については、文部科学省とも協議済みのものであることを申し添え  
ます。

【問合せ先】  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
電話：03-3595-2174  
E-mail：[suisin@mhlw.go.jp](mailto:suisin@mhlw.go.jp)

問 現在、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等においては、児童・生徒が医療機関・薬局を受診等する必要が生じた際に備え、保険証の写しを持参させる取扱いが一部で見られるところ、必ずしも児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でない場合において、保険証廃止後はどのように対応すればよいか。

(答)

- 本年12月2日に健康保険証の新規発行が終了した後は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことが基本となります。修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等においても、医療機関・薬局を受診等する可能性に備える必要の程度に応じて、本人がマイナンバーカードを持参することが考えられます。
- ただし、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等において、児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でないときには、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことから、マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたものやその印刷物、資格情報のお知らせ又はその写しを医療機関・薬局に提示するといった方法により、保険診療・保険調剤を受けることは妨げられません。
- こうした方法による確認の結果、療養の給付を受ける資格が明らかな場合には、医療機関等の窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）を支払います。  
他方、上記のいずれによる確認も行えない場合には、原則として、一旦医療費の全額（10割）をお支払いいただき、後日、資格が確認できた際に、自己負担分を超える金額について医療機関・薬局から還付を受けることとなります。

(参考)

「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」最終とりまとめ（令和5年8月8日）

（6）その他、健康保険証廃止後のオンライン資格確認における実務上の課題への対応

4）医療現場における運用上の課題への対応

現在、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等においては、児童・生徒が医療機関を受診する必要が生じた際に備え、保険証の写しを持参させる取扱いが一部で見られるところである。保険証廃止後においては、必ずしも児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でない場合については、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことから、マイナポータルに表示される被保険者資格情報をプリントアウトしたものや資格情報のお知らせの写しを医療機関等に提示するといった方法により被保険者資格の確認を行うことが可能と考えられることについて、医療現場及び教育現場へ周知していく。

(別記)

公益社団法人	日本医師会
公益社団法人	日本歯科医師会
公益社団法人	日本薬剤師会
一般社団法人	日本病院会
一般社団法人	日本医療法人協会
公益社団法人	全日本病院協会
公益社団法人	日本精神科病院協会
文部科学省	大臣官房政策課